

第 76 号

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例

熊本県阿蘇みんなの森条例（昭和61年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第4条の見出しを「（供用の休止）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

第5条を削る。

第6条第5号中「配付しない」を「配布しない」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県阿蘇みんなの森の森林学習展示館の廃止等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。